

新型コロナウイルス感染症に伴う

「電話診療による薬の処方について」

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染の拡大を予防するために、厚生労働省が、4月13日に電話診療による処方箋の発行を認め、推奨することとなりました。当院でも、再診の方に限り医師が対面診療を不要と判断した場合、電話で状況を伺い、4月20日（月）より処方箋を発行することしましたので連絡します。

●対象者

1. 当院に通院中で、鼻炎などの慢性的疾患の方で病状が安定している方
2. 初診の方や急性疾患の方は対象となりません

●電話診察の方法

1. 電話診療を希望される場合は、まず当院に電話を下さい
2. クラークが ①お名前 ②生年月日 ③受診券番号 ④病状 を伺います
3. 改めて医師が電話をし、話を伺い、電話診療ができるかお伝えします
4. 電話診療可となった場合、本人または代理人の方に来院いただき、会計窓口で処方箋をお渡しします。再診料、処方料などをいただきます
5. その際、本人の受診券と保険証、代理人はその他に代理人の身分証を持参下さい

●留意事項

1. 医師の判断によっては、対面診療が必要な場合もあります
2. 電話診療受け付け時間は 午前9～12時 午後3～6時（水、土曜除く）
3. 時間により翌日など日を改めて処方箋お渡し、会計となることもあります
4. 電話診療後に症状悪化の場合は当院か急患センターを受診してください

2020年4月15日

大滝耳鼻科クリニック